



やしお幼稚園 感染症対応について

集団生活の場では、感染症が流行しやすいことから 学校保健安全法※、学校保健安全法施行規則 には学校における予防すべき感染症(学校感染症)について細かく定められています。
対象となる感染症は、以下のように第一種~第三種に分かれています。



第一種

完治するまで登園停止。

- ・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る)。
- ・上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。

第二種

集団生活で流行する可能性の高いものが分類されています。他の子どもにうつさないためだけでなく、感染した子ども自身が他の病気を併発しないためにも、決められた期間は休まなければなりません。

- ・インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)
- ・水疱(水ぼうそう)
- ・麻疹(はしか)
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ・風しん
- ・百日咳
- ・咽頭結膜熱(プール熱)
- ・結核

熱が下がってから二日間経過するまで登園停止。
発しんが全てかさぶたになるまで登園停止。
熱が下がってから三日経過するまで登園停止。
耳の下のはれが治まるまで登園停止。
発しんが消えるまで登園停止。
百日咳特有のせきが出なくなるまで登園停止。
症状が消えてから二日経過するまで登園停止。
医師が伝染のおそれはないと認めるまで登園停止。

第三種

集団生活で流行する可能性のあるものが分類されています。病気に応じて治るまでは登園を停止、控えるなどして流行を食い止めたいものです。

- ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- ・溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)など

医師が伝染のおそれはないと認めるまで登園停止。

感染を防ぐため、必要があれば園長が医師の意見をきき、第三種の感染症として措置をとることができる疾患です。

※ 幼稚園において予防すべき感染症にかかった場合や、かかっている疑いがある又はかかるおそれのある園児に対し出席を停止させる事ができると定められています。また感染症の予防上必要があるときは臨時に幼稚園の全部又は一部の休業を行う事ができます。やしお幼稚園では、登園再開の際には治癒証明書の提出が必要となります。